

## 児童虐待相談件数の増加が児童相談所に及ぼす影響

コムラ ユキ  
小村 有紀\*

**目的** 近年、急速に児童虐待が増加しており、それに伴い児童相談所では、量的および質的に人員が不足していることが課題である。本研究の目的は、定量的な実証分析を行い、児童虐待相談件数の増加が、児童相談所に及ぼす影響を明らかにすることとした。

**方法** 分析対象は、児童福祉法において、児童相談所の設置が義務づけられている47都道府県とし、2015年度と2017年度の2期間によるパネルデータを構築した。児童虐待相談件数が児童相談所に及ぼす影響を分析するために、被説明変数には、児童相談所における未対応件数を採用した。また、児童相談所の専門性の程度を表す代理変数として、スーパーバイザー人数、児童相談所長の福祉職割合を採用し、被説明変数とした。

**結果** 被説明変数を児童相談所未対応件数とした場合の推計結果は、パネル・ポアソン回帰分析の場合、児童虐待相談件数、養護相談におけるその他の相談件数、視聴覚障害相談件数、重症心身障害相談件数、育児・しつけ相談件数の推定係数の符号はプラスとなり、1%水準で有意であった。また、結果の頑健性を調べるために、被説明変数および説明変数を同様に設定し、パネル・負の二項回帰分析により分析した結果、児童虐待相談件数の推定係数の符号はプラスとなり、5%水準で有意であった。さらに、被説明変数をスーパーバイザー人数および所長福祉職割合として、それぞれパネル・ポアソン回帰、トービット分析を行った。その結果、被説明変数をスーパーバイザー人数とした場合の推定結果は、児童虐待相談件数の推定係数の符号はプラスとなり、1%水準で有意であった。また、被説明変数を所長福祉職割合とした場合の推定結果は、児童虐待相談件数の推定係数の符号はプラスであり、10%水準で有意であった。

**結論** 推定結果を総合的に解釈すると、児童相談所は、近年急速に増加している虐待相談については、その経験が蓄積されておらず、技術の継承等がなされていないことから、虐待相談件数が増加すると、児童相談所における未対応件数が増加傾向となる。しかし、虐待相談件数が多い児童相談所においては、専門性が高いと考えられるスーパーバイザーを積極的に配置している。また、児童相談所長には、福祉等専門職による採用区分により採用されている者が多く起用されており、児童相談所における専門性の必要性を認識していることが推察される。

**キーワード** 児童虐待相談件数、児童相談所、専門性、スーパーバイザー、実証分析

### I はじめに

児童相談所では、子どもに関連するあらゆる問題に対して相談を受け付けている。また、相

談内容により、養護相談、保健相談、障害相談、非行相談、育成相談、その他の相談の大きく6つに類型化されている。児童虐待は、それらの相談のうち、養護相談の一つとして位置づけられている。ところで、児童虐待とは何であろうか。その定義について確認しておく、児童虐

\* 山口大学大学院東アジア研究科博士課程

待は、児童虐待の防止等に関する法律（以下、児童虐待防止法）第二条において定義されている。すなわち、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待である。

次に、近年の児童相談所における児童虐待相談対応件数の状況を概観する。児童虐待相談対応件数は表1のとおり、過去5年間でおよそ1.81倍へと増加している。また、47都道府県別の児童虐待相談対応件数について、2013年から2017年で比較すると、宮城県、鳥取県、岡山県を除くすべての都道府県において件数が増加している。

第二次世界大戦後、児童を守る法律として、わが国には児童福祉法が存在する。児童福祉法では、通告の義務（法第25条）、立ち入り調査（法第29条）等が明記されている。しかし、1990年代頃から児童虐待が社会問題化し、それに対応するために、児童虐待防止法が2000年に成立した。また、児童虐待防止法の成立と時を同じくして、児童福祉法の改正が行われた。さらに、これらの法律は、社会情勢に対応するため、現在に至るまで数回の改正が行われている。

児童相談所の業務量に関する先行研究では、柏女らおよび才村らが、同一の20カ所の児童相談所を対象として、タイム・スタディにより、児童相談所の業務量を分析している<sup>1)2)</sup>。それらの研究結果によると、児童相談所では、多くの職種について実働労働時間が増加していた。また、心身障害相談1件に要する業務量を1.0とすると、虐待相談12.8、養護相談9.5、非行相談4.6、保健・その他の相談3.0、育成相談1.8となっていることが明らかにされた。

児童相談所は、児童福祉法において規定されてから、時代の社会的ニーズに応じるかたちで、相談援助活動を主に担ってきた。児童相談所の業務内容に関する研究成果は多く蓄積されている。相談援助活動の主要な手法はケースワークであり、相談者である保護者との関係を良好に保ちつつ課題を解決するという手法であった<sup>3)</sup>。しかし、児童虐待については、判断を誤ると子どもの命を奪う可能性があるため、公権力の行使として、家庭に介入する必要性が生じた<sup>4)</sup>。

表1 児童虐待相談対応件数

	2013年度	2014	2015	2016	2017
全 国	73 802	88 931	103 286	122 575	133 778
北海道	1 687	1 855	2 420	3 023	3 220
青森県	822	834	922	949	1 073
岩手県	363	390	589	942	1 088
宮城県	752	802	949	812	727
秋田県	203	285	403	410	460
山形県	270	343	379	331	271
福島県	294	394	529	956	1 177
茨城県	1 255	1 258	1 260	2 038	2 256
栃木県	818	931	959	1 116	1 232
群馬県	737	920	1 045	1 142	1 079
埼玉県	4 119	5 600	6 501	9 343	10 439
千葉県	4 561	5 173	5 568	6 775	6 811
東京都	5 414	7 814	9 909	12 494	13 707
神奈川県	2 946	3 290	3 773	4 105	4 904
新潟県	614	814	1 020	1 240	1 482
富山県	281	309	358	629	794
石川県	346	420	399	436	438
福井県	232	346	353	510	553
山梨県	468	567	743	970	757
長野県	1 358	1 638	1 761	1 909	2 048
岐阜県	779	996	1 018	1 004	1 095
静岡県	1 031	1 184	1 313	1 516	1 304
愛知県	2 344	3 188	3 726	4 297	4 364
三重県	1 117	1 112	1 291	1 310	1 670
滋賀県	722	1 004	951	1 283	1 400
京都府	865	1 098	1 192	1 561	1 528
大阪府	6 509	7 874	10 427	10 118	11 306
兵庫県	1 837	1 868	2 398	2 867	3 614
奈良県	1 392	1 567	1 555	1 467	1 481
和歌山県	790	887	841	1 140	1 142
鳥取県	155	82	87	84	76
島根県	97	178	155	211	203
岡山県	526	420	486	453	497
広島県	1 559	1 850	1 890	2 066	2 053
山口県	238	270	385	551	526
徳島県	469	710	654	658	634
香川県	551	727	760	959	1 181
愛媛県	565	597	718	803	726
高知県	181	235	379	291	326
福岡県	906	951	1 229	2 300	3 084
佐賀県	181	190	237	275	248
長崎県	329	301	495	665	630
熊本県	238	446	486	520	545
大分県	929	970	983	1 230	1 321
宮崎県	560	540	715	631	1 136
鹿児島県	231	247	306	352	818
沖縄県	348	478	687	713	691

出所 厚生労働省。「福祉行政報告例」

つまり児童虐待では、従来のケースワーク機能を重視した対応のみに依存すると、実効力のある援助を行うことができない可能性がある。そこで児童虐待に対しては、状況に応じて、行政が強制的に介入し課題を解決することが求められるようになった。すなわち児童相談所が児童虐待に対応するためには、従来とは異なった相談援助活動の手法が必要となり、これまで以上に児童相談所の専門性が求められることを意味する。児童相談所の専門性の強化には、スーパーバイザーの機能強化<sup>5)</sup>や児童相談所におけ

る専門職人数の増加<sup>6)</sup>が必要である。さらに、主に事例研究を通して、児童相談所においては人材が量的・質的に乏しい状態にあることが明らかにされている。

以上のような先行研究の議論の状況と児童相談所の現状を踏まえ、本研究では、児童虐待相談件数の増加が児童相談所に及ぼす影響を明らかにする。本研究の独自性は、これまで事例分析を通して明らかにされてきたことを、定量的な実証分析を行い検証することである。

## Ⅱ 方 法

本研究で用いるデータと設定する仮説について述べる。分析に使用する主要なデータは、福祉行政報告例<sup>7)</sup>および児童相談所関連データ<sup>8)</sup>である。

データの対象期間は、2015年度と2017年度の2期間であり、分析対象は47都道府県であるため、サンプル数は94となる。先行研究の結果<sup>2)4)</sup>を踏まえ、設定した仮説は次のとおりである。

仮説1：児童相談所が取り扱う児童虐待相談件数が増加すれば、児童相談所が対応できない件数が増加する。

仮説2：児童虐待相談件数が増加すれば、児童相談所は専門性を高め効果的な業務を行うよう努めている。

データの記述統計量は、表2のとおりとなる。

本研究においては、仮説を検証するために、児童相談所未対応件数、指導・教育を行うとされる高い専門性を持つ職員であるスーパーバイザー人数、および児童相談所において重責を担う所長の専門性の代理変数となる所長福祉職割合に着目する。説明変数には、児童虐待相談件数、養護相談におけるその他の相談件数、保健相談件数、肢体不自由相談件数、視聴覚障害相談件数、言語発達障害等相談件数、重症心身障害相談件数、知的障害相談件数、発達障害相談件数、ぐん犯行為等相談件数、触法行為等相談件数、性格行動相談件数、不登校相談件数、適性相談件数、育児・しつけ相談件数、その他の相談件数、財政力指数、人口密度、65歳以上人口

表2 記述統計量

	標本数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	出所
1 児童虐待相談件数	94	1 846.73	2 590.94	76	13 707	①
2 養護相談におけるその他の相談件数	94	934.44	1 220.72	51	7 736	①
3 保健相談件数	94	38.18	118.25	0	790	①
4 肢体不自由相談件数	94	46.94	108.91	0	812	①
5 視聴覚障害相談件数	94	6.05	30.20	0	211	①
6 言語発達障害等相談件数	94	80.14	135.40	0	882	①
7 重症心身障害相談件数	94	58.61	66.40	0	291	①
8 知的障害相談件数	94	2 355.60	2 134.55	454	10 251	①
9 発達障害相談件数	94	209.06	373.74	1	2 781	①
10 ぐん犯行為等相談件数	94	137.20	197.63	8	1 367	①
11 触法行為等相談件数	94	101.09	103.34	15	536	①
12 性格行動相談件数	94	380.35	495.80	20	3 071	①
13 不登校相談件数	94	86.22	95.57	3	591	①
14 適性相談件数	94	149.13	288.34	0	1 805	①
15 育児・しつけ相談件数	94	141.54	273.92	1	1 595	①
16 その他の相談件数	94	389.65	553.48	0	2 665	②
17 財政力指数	94	0.45	0.50	0	1	②
18 人口密度	94	655.60	1 192.88	68	6 255	②
19 65歳以上人口割合(%)	94	28.99	2.88	20	36	②
20 15歳未満人口割合(%)	94	12.61	1.06	10	17	②
21 年ダミー	94	0.50	0.50	0	1	
22 児童相談所未対応件数	94	393.85	865.50	0	5 627	①
23 スーパーバイザー人数	94	10.26	8.87	1	51	③
24 所長福祉職割合	94	44.64	41.73	0	100	③

出所 ①厚生労働省、「福祉行政報告例」②総務省、「社会人口統計体系」③全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料

割合(%)、15歳未満人口割合(%)、年ダミーをそれぞれ用いる。なお、地域社会の特性をコントロールするため、財政力指数、人口密度、65歳以上人口割合、15歳未満人口割合を投入する。

また、推定に当たっては、被説明変数を、児童相談所未対応件数、スーパーバイザー人数とするケースにおいては、被説明変数が非負の離散整数となるため、パネル・ポアソン回帰またはパネル・負の二項回帰の変量効果モデルを用いる。被説明変数が所長福祉職割合については、取りうる値の範囲が0から100となるため、打ち切り回帰であるトービットモデルを採用する。

## Ⅲ 結 果

推定結果は、表3および表4のとおりとなる。ケース1およびケース3はパネル・ポアソン回帰により、ケース2はパネル・負の二項回帰により、ケース4はトービットモデルにより、それぞれ分析を行った。

表3は、被説明変数を児童相談所未対応件数とした場合の推定結果である。ケース1では、

本研究で着目した変数である児童虐待相談件数の推定係数の符号はプラスとなり、1%水準で有意となっている。続いてその他の変数についてみると、養護相談におけるその他の相談件数、視聴覚障害相談件数、重症心身障害相談件数、育児・しつけ相談件数の推定係数の符号はプラスとなり、1%水準で有意となっている。一方、保健相談件数、知的障害相談件数、適性相談件数、その他の相談件数の推定係数の符号はマイナスとなり、1%水準で有意となっている。また、発達障害相談件数、財政力指数、人口密度の推定係数の符号はプラスとなり、5%水準で有意となっており、言語発達障害等相談件数は、10%水準で有意である。次にケース2の推定結果をみると、児童虐待相談件数の推定係数は、プラスとなり、5%水準で有意となっている。その他の変数については、発達障害相談件数と財政力指数の推定係数の符号はプラスで、1%水準で有意である。肢体不自由相談件数の推定係数の符号はプラスであり、10%水準で有意である。さらにその他相談件数、15歳未満人口割合の推定係数の符号はマイナスとなり、10%水準で有意である。

次に表4では、被説明変数をスーパーバイザー人数および所長福祉職割合として行った推定結果である。ケース3をみると、児童虐待相談件数、財政力指数の推定係数の符号はプラスであり、1%水準で有意となっている。性格行動相談件数の推定係数の符号はマイナスとなり、5%水準で有意である。次に、ケース4をみると、児童虐待相談件数の推定係数の符号はプラスで

表3 推定結果

	ケース1			ケース2		
	児童相談所未対応件数			児童相談所未対応件数		
	係数	標準偏差	p値	係数	標準偏差	p値
児童虐待相談件数	0.00	0.00	0.00***	0.00	0.00	0.02**
養護相談におけるその他の相談件数	0.00	0.00	0.00***	0.00	0.00	0.11
保健相談件数	-0.00	0.00	0.00***	0.00	0.00	0.75
肢体不自由相談件数	0.00	0.00	0.28	0.00	0.00	0.05*
視聴覚障害相談件数	0.04	0.01	0.00***	0.01	0.01	0.47
言語発達障害等相談件数	0.00	0.00	0.09*	-0.00	0.00	0.93
重症心身障害相談件数	0.00	0.00	0.00***	0.00	0.00	0.91
知的障害相談件数	-0.00	0.00	0.00***	0.00	0.00	0.62
発達障害相談件数	0.00	0.00	0.04**	0.00	0.00	0.00***
ぐ犯行為等相談件数	0.00	0.00	0.42	-0.00	0.00	0.07*
触法行為等相談件数	-0.00	0.00	0.03**	0.00	0.00	0.10
性格行動相談件数	-0.00	0.00	0.64	0.00	0.00	0.28
不登校相談件数	-0.00	0.00	0.71	-0.00	0.00	0.12
適性相談件数	-0.00	0.00	0.00***	-0.00	0.00	0.79
育児・しつけ相談件数	0.00	0.00	0.00***	0.00	0.00	0.28
その他の相談件数	-0.00	0.00	0.00***	-0.00	0.00	0.08*
財政力指数	0.40	0.15	0.01**	1.16	0.36	0.00***
人口密度	0.00	0.00	0.04**	0.00	0.00	0.15
65歳以上人口割合(%)	-0.09	0.07	0.23	0.11	0.12	0.32
15歳未満人口割合(%)	-0.10	0.06	0.08*	-0.30	0.16	0.06*
年ダミー	-0.36	0.09	0.00***	0.14	0.16	0.36
定数項	9.47	2.47	0.00***	2.34	4.79	0.63

注 表において、\*は10%水準、\*\*は5%水準、\*\*\*は1%水準で有意であることを示している。

表4 推定結果

	ケース3			ケース4		
	スーパーバイザー人数			所長福祉職割合		
	係数	標準偏差	p値	係数	標準偏差	p値
児童虐待相談件数	0.00	0.00	0.00***	0.02	0.01	0.07*
養護相談におけるその他の相談件数	0.00	0.00	0.42	-0.01	0.02	0.50
保健相談件数	0.00	0.00	0.95	-0.31	0.33	0.36
肢体不自由相談件数	0.00	0.00	0.17	-0.00	0.17	0.99
視聴覚障害相談件数	-0.00	0.00	0.26	-0.90	1.07	0.40
言語発達障害等相談件数	0.00	0.00	0.94	-0.05	0.15	0.76
重症心身障害相談件数	0.00	0.00	0.14	0.22	0.35	0.54
知的障害相談件数	0.00	0.00	0.75	-0.00	0.01	0.73
発達障害相談件数	0.00	0.00	0.77	0.01	0.04	0.86
ぐ犯行為等相談件数	0.00	0.00	0.20	0.25	0.26	0.33
触法行為等相談件数	0.00	0.00	0.78	-0.31	0.31	0.32
性格行動相談件数	-0.00	0.00	0.04**	-0.02	0.08	0.82
不登校相談件数	-0.00	0.00	0.31	-0.06	0.33	0.86
適性相談件数	-0.00	0.00	0.45	-0.05	0.08	0.53
育児・しつけ相談件数	0.00	0.00	0.82	-0.06	0.15	0.67
その他の相談件数	0.00	0.00	0.77	-0.02	0.04	0.63
財政力指数	0.40	0.14	0.00***	-15.50	34.47	0.65
人口密度	0.00	0.00	0.70	0.04	0.04	0.25
65歳以上人口割合(%)	0.07	0.04	0.10	13.94	9.35	0.14
15歳未満人口割合(%)	0.15	0.09	0.09*	26.33	16.20	0.10
年ダミー	0.36	0.10	0.00***	26.42	16.04	0.09*
定数項	-2.61	2.30	0.26	-717.01	441.73	0.11

注 表において、\*は10%水準、\*\*は5%水準、\*\*\*は1%水準で有意であることを示している。

あり、10%水準で有意となっている。

## Ⅳ 考 察

本研究では、2015年度と2017年度の2期間を対象に、福祉行政報告例および児童相談所関連データから、47都道府県においてパネルデータを構築し、近年増加傾向にある児童虐待対応件数が児童相談所に与える影響について、定量的な実証分析を行った。

ケース1とケース2の推定結果を併せて考察すると、児童福祉法改正や児童虐待防止法の成立等により、近年急速に増加している児童虐待対応件数の増加が児童相談所の未対応件数を増加させていると解釈できる。これは、才村らにおいて、児童虐待相談1件当たりの業務量が多いことが明らかとされているが<sup>2)</sup>、児童虐待相談は他の相談と比べると業務量が多いことに加え、児童虐待相談件数そのものも増加していることから、児童虐待相談件数の増加により、児童相談所で対応できる業務量を超えていることが推察される。

次にケース3とケース4の推定結果を考察すると、児童虐待対応については、これまで児童相談所が中心としていた支援的ケースワークではなく、介入を必要とする対応が必要であることが指摘されている<sup>9)</sup>。介入は、強い公権力の行使となるため、これまで以上に、児童相談所に対して専門性が求められると考えられる。児童相談所では、児童虐待相談件数が多いところほど、専門能力が確保されるスーパーバイザーの増員を図り、組織のトップには、福祉職採用を起用するなど、児童虐待に対応するための組織づくりを行っているとして解釈できる。

以上の結果を総合的に解釈すると、児童相談所は、近年急速に増加している虐待相談については、これまでの相談に関する知識や技術の継承がなされていないことから、それらの件数が増加すると未対応件数が増加傾向にある。しかし、虐待相談件数が多い児童相談所においては、指導・教育を行うことが可能なスーパーバイザーを積極的に設けており、児童相談所に対する専門性の必要性についても理解しているため、

児童相談所長には、福祉等専門職による採用区分により採用されている者が起用されているということが確認できる。

実証分析から、①児童相談所が取り扱う児童虐待相談件数が増加すると、児童相談所が未対応となる件数が増加すること、②児童虐待相談件数が増加すると、児童相談所は専門性を高め効果的な業務を行うよう努めていることが明らかとなった。

次に、本研究の貢献として、以下の2点をあげることができる。第一の貢献として、児童虐待相談件数の増加が、児童相談所に及ぼす影響を計量的実証分析により明らかにした点があげられる。児童相談所における児童虐待対応については先行研究からも多くの課題が指摘されていた。児童虐待対応は、これまで児童相談所が主として扱ってきた支援の介入ではなく、強制的介入を伴う業務となるため、児童相談所の相談体系の再構築が必要とされている<sup>10)</sup>。また、急速な児童虐待対応件数の増加に、職員数が追いついてない<sup>6)</sup>。本研究の分析の限りでは、児童虐待対応件数の増加が、児童相談所における未対応件数を増加させていることから、先行研究において明らかとなった課題とも分析結果は符号する<sup>2)</sup>。第二の貢献として、児童相談所は、児童虐待対応のため、また、児童相談所の業務を効果的に行うために、専門性を高めようとしていることを明らかにした点である。つまり、児童虐待相談件数が多い都道府県において、スーパーバイザーの設置を推進していることを明らかにした点である。

最後に残された課題として、以下のことがあげられる。まず一つ目は、データのサンプル数が少ない点である。本研究では、47都道府県について2期間のパネルデータを構築したが、分析対象の期間を拡大することで、本研究における分析結果の妥当性を検証する必要があるであろう。二つ目は、データの対象として、中核市と児童相談所設置市を除外している点である。それらの影響を考慮して分析を行うことも必要である。その際は、都道府県、市町村という階層構造を構成していることから、階層線形モデ

ルなどの適したモデルを用いる必要がある。三つ目は、専門性を高めることが未対応件数へ与える影響を検証する必要がある点である。本研究では、未対応件数が多い都道府県ほど、スーパーバイザーを多く配置し、児童相談所長に専門的能力のある人物を配置していることを明らかにしたが、それらの政策が未対応件数に及ぼす影響については、まだ明らかにできていない。四つ目は、推定結果から統計的に有意であることが示された説明変数に対する考察が十分に行われていないことである。また、本研究では所長の専門性の代理変数として所長福祉職割合に着目したが、児童相談所の業務は多岐にわたるため、専門性の内容についての考察が必要である。それらの変数と専門性の内容については、インタビュー調査などの質的調査を行うことによる詳細な検討が求められる。

#### 文 献

- 1) 柏女霊峰, 中谷茂一, 網野武博, 他. 児童相談所専門職員の執務分析. 子ども家庭福祉サービスのあり方と実施体制に関する基礎的研究. 日本総合愛育研究所紀要 1997; 33: 173-94.
- 2) 才村純, 澁谷昌史, 柏女霊峰, 他. 虐待対応等に係る児童相談所の業務分析に関する調査研究 (2). 日本子ども家庭総合研究所紀要第 2004; 41: 129-74.
- 3) 家村昭矩. 児童相談所の現状と当面する課題. 児童青年精神医学とその近接領域 2000; 41(5): 554-8.
- 4) 才村真理. 児童虐待防止における自治体ソーシャルワークに関する一考察. 社会福祉学 2003; 43(2): 33-45.
- 5) 鈴木啓一. 児童相談所における児童福祉司スーパーバイザーに関する考察. 児童相談紀要 2012; 44: 37-40.
- 6) 岩佐嘉彦. 「児童相談所の体制・専門性の強化」について-弁護士の立場から. 月刊福祉 2019; 102(2): 34-7.
- 7) 厚生労働省政策統括官付参事官付行政報告統計室. 各年度福祉行政報告例.
- 8) 全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料.
- 9) 岩佐嘉彦. 「児童相談所の体制・専門性の強化」について-弁護士の立場から. 月刊福祉 2019; 102(2): 34-7.
- 10) 才村純. 児童相談所の現状と課題, 方向性について. 小児の精神と神経 2001; 41(4): 221-8.